

〔古事記傳^{十五}〕道師は、神代紀に、道主貴開化天皇の御孫に丹波道主命あり、欽明紀に、道君をミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師字を填られたるなり、かくの如く、何れも其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰カバネとなれるは、此御世より始まることなり、さて道師は、此時天武八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも物に見えたることなし、

〔書紀集解^{二十九}〕道師ミチノシ按傳諸技藝、於諸道各可爲師者、謂二難波藥師、河内畫師之類、非稱道師一、

〔日本書紀^{二十二}〕十二年九月、是月始定黃書畫師、山背畫師、

〔續日本紀^{二十}〕天平寶字二年三月己巳、內藥司佑兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等一

十一人言奈良等遠祖德來、本高麗人歸百濟國、昔泊瀨朝倉朝廷、略雄詔百濟國訪求才人、爰以德

來貢進聖朝、德來五世孫惠日、小治田朝廷、古推御世、被遣大唐學得醫術、因號藥師、遂以爲姓、今思

闔子孫、不論男女、其蒙藥師之姓、竊恐名實錯亂、伏願改藥師字蒙難波連、許之、

〔政事要略^{九十五}〕又云、疾令醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部及世習、謂藥部者、姓稱藥師者、即峰田藥師、奈良藥師類也、

略下

〔姓序考〕道師

道師姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を定め賜へるとき、五曰道師とみえしのみにて、諸氏に賜ひしこと、國史にみえず、此御世に改定め給へる眞人姓は、十三年冬十月己卯朔、十三氏に給へり、朝臣姓は、十一月戊申朔、五十二氏に給へり、宿禰姓は、十二月戊子朔、己卯、五十氏に給へり、忌寸姓は、十四年六月乙亥朔、甲午、十一氏に給へり、この故思ふに、忌寸姓さへ給へるとき、後に道師姓を給へるときあるべきに、さらにそのことみえず、故思ふに、忌寸姓さへ給へるとき、はつかに十一氏なりしかば、道師姓は、ことに少かりしにこそありけめ、さるから自然絶しにやあらん、又思ふに、道師姓は、文字のごとく、諸道の師といふ意にて置れし姓にや、さならんには、伴造を如此大號にいはれしにてあるべし、國造はひさつ、の姓なれど、大號のこたになれり、伴造は既に公、國造、縣主、村主の四等姓のこたになれり、云しごとく、種々の職をなせるものにしあれば、其部曲の人々の其業にたえたるものを集へて、